（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第二十二条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第四号中「関西国際空港株式会社」を「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）」に改め、「旧新東京国際空港公団を含む。）」の下に「、新関西国際空港株式会社」を加える。

第四十三条第六項第四号中「関西国際空港株式会社」を「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）」に改め、「本州四国連絡高速道路株式会社」の下に「、新関西国際空港株式会社」を加える。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第二十三条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、大阪国際空港」を削る。

第十六条を削り、第十五条を第十六条とし、第十一条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第十条の次に次の一条を加える。

（法第二十条の政令で定める空港）

第十一条　法第二十条の政令で定める空港は、大阪国際空港とする。

（文化財保護法施行令の一部改正）

第二十四条　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、関西国際空港株式会社」を削り、「首都高速道路株式会社」の下に「、新関西国際空港株式会社」を加える。

（司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第二十五条　次に掲げる政令の規定中「から第三号まで及び第五号」を「、第二号及び第四号」に改める。

一　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）第四条第五号

二　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）第四条第五号

（財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部改正）

第二十六条　財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成十三年政令第九号）の一部を次のように改正する。

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「関西国際空港株式会社、」を削り、「首都高速道路株式会社」の下に「、新関西国際空港株式会社」を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正）

第二十八条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第一条中「、関西国際空港株式会社」を削り、「消防団員等公務災害補償等共済基金」の下に「、新関西国際空港株式会社」を加える。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十七号を次のように改める。

二十七　新関西国際空港株式会社

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三十条　職員の退職管理に関する政令の一部を次のように改正する。

第二条第三十号を次のように改める。

三十　削除

第二条に次の一号を加える。

七十七　新関西国際空港株式会社

第三十条第五号を次のように改める。

五　削除

第三十条に次の一号を加える。

三十　新関西国際空港株式会社

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三十一条　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部を次のように改正する。

第十六条第五号を次のように改める。

五　削除

第十六条に次の一号を加える。

三十　新関西国際空港株式会社

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十二条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志
防衛大臣　田中　直紀

府令

○内閣府令第九号

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十五条第二項及び公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）第二条の規定に基づき、業務補助等に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月二十二日　内閣総理大臣　野田　佳彦

業務補助等に関する規則の一部を改正する内閣府令

業務補助等に関する規則（昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三百四十三号」の下に「。以下「令」という。」を加え、「正職員として、かつ、本務として」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（連結子会社）

第二条の二　令第二条第一号ハに規定する内閣府令で定める法人は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第四号に規定する連結子会社（法人であるものに限る。）とする。